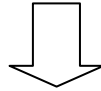


都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会審議経過

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」
(平成10年3月19日 第45回歴史的風土審議会 意見具申)



諮問 (平成15年4月14日)

「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」

答申 (平成15年7月29日)

「大津市を古都に指定することが適当である。」

大津市の古都指定 (平成15年10月10日)

答申 (平成16年10月7日)

「大津市歴史的風土保存計画及び歴史的風土特別保存地区における行為の許可基準については適当である。」

「大津市歴史的風土保存計画について」
官報告示 (平成16年11月26日)

「歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準の改正について」 古都法施行令一部改正の公布 (平成16年12月15日) ・施行

古都保存行政の理念の全国展開について

報告 (平成18年6月23日)

古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在。
古都保存行政の理念の全国展開に向けて、歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開を図るべき

歴史的風土の保存・継承について

古都の政令都市の追加指定に向けた指定基準の見直し、及び、歴史的な風土の保存・継承を推進するための法制度や事業のあり方について検討

- 平成19年5月11日 第11回歴史的風土部会
「歴史的風土の保存・継承小委員会」設置
- 平成19年 7月 4日 第1回小委員会
- 平成19年 9月26日 第2回小委員会
- 平成19年11月26日 第3回小委員会
- 平成19年12月19日 第4回小委員会
- 平成19年12月25～20年1月11日 パブリックコメント
- 平成20年 1月25日 第5回小委員会 (最終回)

小委員会終了後速やかに第12回歴史的風土部会に報告。報告の議決をもって答申。

諮 問 事 項

大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

諮 問 の 趣 旨

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、一定の行為の制限を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところである。

他方、今後の古都保存行政に求められるものとして、

- ① 古都保存行政の理念の全国展開
 - ② 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進
 - ③ 凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開
 - ④ 国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備
- について、平成10年3月19日の歴史的風土審議会において意見具申がなされている。

このような中で、滋賀県及び大津市より、大津市を古都に指定するよう国に対し要望がなされている。

また、近年、その他の市町村においても、地域における歴史的・文化的資産の保全と活用を通じて地域の活性化を目指す動きが見られる。

こうした情勢を踏まえ、大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について

(意見具申；抜粋)

平成10年3月19日 歴史的風土審議会

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(1) 古都保存行政の理念の全国展開

古都における歴史的風土は、日本人の心のよりどころとなる、過去の歴史を伝える国民的な歴史的・文化的資産として、将来にわたり保存が図られるべきものである。また、古都以外の都市における歴史的・文化的資産についても、古都同様に国民共有の資産として保存、継承が図られるべきである。

このため、現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

また、必ずしも古都保存法の対象都市ではなくても、現行制度の枠組みの中で、緑地保全地区、風致地区、美観地区等の既存制度を活用することにより、歴史的風土や歴史的・文化的資産の保存、継承を積極的に推進することが可能であり、これらの施策の適用とともに、歴史的・文化的資産を保全・活用する都市公園事業、歴史的まちなみの整備保全に資する街路事業等、必要な関連事業の実施を進めるべきである。

さらに、地域的な広がりという観点からは古都としての位置づけが困難であっても、国家的見地から保存すべき歴史的・文化的資産については、文化財保護行政との連携と併せて、周辺地域も含め、より一層の保存・活用対策の検討も必要である。

(2) 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進

古都における歴史的風土や歴史的・文化的資産を保存し後代に引き継ぐとと

もに、歴史的・文化的な営みが積み重なるまちづくりを進めるため、古都保存法に基づく取組みと併せて、今後とも都市計画制度等各種施策の有機的かつ一体的な取組みを一層充実すべきである。

また、歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進のために必要な助成措置について、配慮が必要である。

さらに、将来にわたり適切に古都における歴史的風土が守られるよう、現行の保存区域についても、歴史的風土の保存の必要に応じて、保存区域の拡大を進める必要がある。